

## 「よこはま子ども国際平和プログラムプロモーション動画制作等業務委託」特定結果

よこはま子ども国際平和プログラムプロモーション動画制作等業務委託について、公募型プロポーザル方式で受託候補者選定を実施した結果、次のとおり受託候補者を特定しました。

- 1 件名 よこはま子ども国際平和プログラムプロモーション動画制作等業務委託
- 2 委託内容 (1) プロモーション動画の制作  
(2) サイネージ動画の制作  
(3) スチール(静止画)撮影
- 3 契約予定者 株式会社ギオンメディア
- 4 契約予定日 令和6年5月14日

### 5 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社ギオンメディア	446	1
株式会社フレックス	413	2
株式会社毎日映画社	391	3
オーガニック・グロース有限公司	310	4

※各審査委員の評価点の合計が、満点の6割以上(360/600)である企画提案を行った者のうち、最高評価点を獲得した提案者1者を受託候補者とする。

### 6 評価基準・評価委員会開催経過等

委員会開催日時及び開催場所	令和6年4月22日(月) 13時15分～15時50分 市庁舎17階 17-S01会議室
評価委員の出席状況	出席6名/委員数6名(充足率100%)
議事内容	評価基準等の確認、提案書の評価、受託候補者の特定
評価基準	別紙のとおり

### 7 問合せ先

教育委員会事務局小中学校企画課 TEL:045-671-3588

**「よこはま子ども国際平和プログラムプロモーション動画制作等業務委託」  
プロポーザルに係る提案書評価基準**

評価項目	評価の視点	評価					配点
		A	B	C	D	E	
<b>1 業務実施体制</b>							
事業主体・業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>動画作成、サイネージ作成において、十分な専門性を要しているか</li> <li>過去に類似の業務実績があり、本業務でもノウハウなどを活かすことができるか</li> </ul>	25	20	15	10	5	25
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市との十分な連絡調整ができる仕組みや体制等が提案され、円滑な業務の実施が期待できるか</li> <li>ニューヨークでの撮影など特殊な状況下で撮影を行うための体制は十分か</li> <li>当該委託業務を行う上で、十分な人員体制が確保できているか</li> </ul>	10	8	6	4	2	10
ワーク・ライフ・バランスに関する取組等	<p>ワーク・ライフ・バランスに関する取組（※1）、障がい者雇用に関する取組（※2）がされているか。</p> <p>※1 ワーク・ライフ・バランスに関する取組とは、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用推進法に基づく行動計画の策定や認定の取得等があります。</p> <p>※2 障がい者雇用に関する取組とは、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成のことを指しています。</p>	5	4	3	2	1	5
<b>2 提案内容</b>							
現状分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>よこはま子ども国際平和プログラムの意義を理解しているか</li> <li>よこはま子ども国際平和プログラムにおける、本業務の役割について理解しているか</li> </ul>	10	8	6	4	2	10
プロモーション動画、サイネージ動画の企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果的なターゲットを設定できているか</li> <li>魅力的でターゲットに訴求するコンテンツの作成が期待できるか</li> <li>よこはま子ども国際平和プログラムの現状分析を踏まえた企画となっているか</li> <li>プロモーション動画、サイネージ動画の特徴を踏まえたコンテンツを作成できるか</li> </ul>	35	28	21	14	7	35
スチール撮影	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の真剣且ついきいきとした表情の撮影が期待できるか</li> <li>本市からの求めに応じた柔軟な対応が期待できるか</li> </ul>	15	12	9	6	3	15
合計							100

1 評価はA～Eの5段階評価とする。

A 特に優れている

B 優れている

C 普通

D やや不十分である

E 不十分である

2 評価点について、次のように配点を行う。

配点に $A = 5/5$ 、 $B = 4/5$ 、 $C = 3/5$ 、 $D = 2/5$ 、 $E = 1/5$ を乗じて算出する。

3 各審査委員の評価点の合計が、満点の6割以上である企画提案を行った者のうち、最高評価点を獲得した提案者1者を受託候補者とする。

なお、提案者が1者の場合は、評価委員会における評価の結果、各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上に達していれば、当該提案者を受託候補者とする。

4 評価点について最上位の者が2者以上同点となった場合は、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定する。